

令和5年第3回農業委員会総会議事録

令和5年3月17日（金）第3回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 14人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博		
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰		
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
14番	藤川 雅			16番	大原 砂利

推進委員 9人

		2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 5人

4番	赤井 勝利	10番	神山 順一	15番	山田 條一
17番	奥津 忠和	1番	谷岡 收藏		

議事 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第12号 現況証明にかかる現況認定について
議案第13号 農地の権利移動を認める別段の面積の廃止について
議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

報告事項 法務局照会について
完了届について
利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主査	平田 浩二
	主査	小林 淳

(開会時刻 午後9時30分)

平田主査	ただいまから新見市農業委員会第3回総会を開催いたします。本日の出席は、23名でございます。欠席の方は4番赤井委員、10番神山委員、15番山田委員、17番奥津委員、推進委員1番谷岡委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。我々の任期は、後わずかとなりました。委員、推進委員応募・推薦による人数は、委員は多少オーバーのようですが推進委員はぴったりのようです。今後のなり行きはどのようになるかわかりませんが、新人は数名で経験者のほうが多いようです。また、今月24日に視察研修が予定されております。多くの参加を期待しております。本日も、よろしく願いいたします。
平田主査	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、16番大原委員に先導をお願いいたします。
大原委員	「農業委員会憲章」の先導
平田主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、13番伊達委員、16番大原委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第10号農地法第3条について、3条の申請が3件ございました。1番でございますが、現地確認を3月7日に行っております。場所は馬塚、現況地目は畑2筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はござい

ません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地の隣に居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。12番

眞壁委員

12番眞壁です。3月12日に泉推進委員と確認しました。場所は、●●集落内高梁川の向い側です。申請地は、長年耕作されておられません譲受人によって整備され管理ができております。問題ありません。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第10号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を3月7日に行っております。場所は、正田、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は申請地を耕作できないことから、この地域周辺で農地の所有を

希望する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番

伊達委員 13番伊達です。確認を3月12日に逸見会長、三輪推進委員、私の3名でしました。場所は、●●●●から北東へ200m先、旧●●●●の車庫裏にありました。問題ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第10号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 次に、3番でございますが、現地確認を3月7日に行っております。場所は、唐松、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は現在市外に居住しており、以前から申請地を利用権設定して耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第

	<p>3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。確認を3月11日に逸見会長、三輪推進委員、私の3名でしました。場所は、●●●から東へ300m先、●●集会所の南側にありました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第10号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>今回、新規の貸し付けが9件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番菅生、田3筆、3年使用貸借、2番坂本、田1筆、8年6カ月使用貸借、3番土橋、畑2筆、10年貸貸借、4番土橋、畑2筆、10年貸貸借、5番土橋、畑2筆、10年貸貸借、6番神郷高瀬、畑1筆 5年貸貸借、7番哲多町老栄、田3筆、5年使用貸借、8番哲西町大野部、田1筆、9年使用貸借、9番哲西町矢田、田1筆、1年貸貸借となっております。尚、3番、4番、5番、7番は農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番は事務局お願いします。</p>
森本局長	<p>1番については、担当委員の谷岡委員より問題無しの報告を受けております。</p>

会 長	続いて2番お願いします。推進委員3番。
泉委員	推進委員3番泉です。3月10日、眞壁委員、私とで現地確認をしました。場所は、千屋方面に●●●●があります。そこから進み新旧180号線との三叉路がありそこから千屋方面へ2キロ先に進むと高梁川右手に●●●●があります。そこから180号線を抜けると、この圃場があります。問題ありません。
会 長	続いて3番をお願いします。推進委員6番。
妹尾委員	推進委員6番妹尾です。現地確認を3月12日、藤本委員、藤川委員、神山委員、私と行いました。場所は、県道北房井倉哲西線を●●果樹園まで行き、そこから北方面に市道を1キロ行くと●●地区があります。その地区公会堂手前に3番4番5番の畑が集まってありました。周りには、新規就農者の方のピオーネ畑がありました。問題ないと思います。
会 長	6番をお願いします。推進委員8番。
信谷委員	推進委員8番信谷です。3月12日に仲田委員、大原委員と現地確認しました。場所は、新見日南線●●地区から高瀬に入る道があります。そこを入り伯備線のガードを抜けて1キロ行ったところを右に入り1.5キロ先の●●地区内にトマト団地があります。その一角をJAがトマトを生産しておりましたがその半分を借受けするものです。問題ないと思います。
会 長	続いて、7番をお願いします。推進委員9番
逸見委員	推進委員9番逸見です。現地確認を3月12日、井藤委員、宮脇委員、小川委員、私と行いました。場所は、新砥小学校から本郷に向けて市道を1.5キロ行ったところの道脇にあります。問題ないと思います。
会 長	続いて、8番、9番をお願いします。推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。現地確認を3月10日に、奥津委員、三上委員、私とで行いました。8番の場所は、JA野馳経済センターより西山方面へ進み、東城大野部線に入りそこから3キロ先の右手にありました。 9番は、国道182号を哲西支局から神郷方面へ2キロ先の左手にありました。以上です。

会 長

ありがとうございました。事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

再設定が26件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

(ありません。)

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第11号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第12号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第12号現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして2件申請がございました。第1番でございます。確認を3月7日に行っております。場所は新見、台帳地目は畑1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は隣接する●●●●番●の住宅敷地の一部として昭和30年頃より宅地として利用されていた、というもので

ございます。この該当地は、最近まで宅地でしたが撤去され、現在更地になっております。宅地として現況証明を出すことについて法務局へ確認しましたが、宅地か雑種地か判断が分かれることがあろうかと思いましたが申請通りに扱っていただきたいと回答を得ております。第2番でございます。確認を3月7日に行っております。場所は大佐永富、台帳地目は畑1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は昭和51年頃にシイタケ乾燥場を建設したが、現在は栽培を縮小し倉庫として使用しており、現況のとおりとなっている、というものでございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。3月11日に、眞壁委員、溝尾推進委員と2名で現地を確認しております。場所は、国道180号線から新見勝山線の下りる道の下から2軒目の地です。家が撤去され更地となっております。

会 長

続いて2番をお願いします。3番

宮本委員

3番宮本です。3月11日に、山田委員、後藤推進委員と確認しました。椎茸乾燥場の跡地でございます。宅地として認めさせていただきます。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第12号現況証明にかかる現況認定について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、議案第13号農地の権利移動を認める別段の面積の廃止について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

農地法第3条第2項第5号の下限面積要件については、令和4年11月28日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、施行日が令和5年4月1日となり、同日以降、

～（休憩）～

会 長 再開いたします。議案第14号について、ご意見ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第14号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員賛成と認め、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定は決定いたします。続きまして、報告事項に入ります。法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 法務局照会について、今回4件ございました。1番の場所は神郷下神代、確認を2月8日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和60年から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。2番の場所は菅生、確認を2月1日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。3番の場所は哲西町上神代、確認を2月9日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は平成22年から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。4番の場所は新見、確認を2月10日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地で回答しています。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員の説明を求めます。1番。

仲田委員 1番仲田です。確認日は2月11日、大原委員、信谷推進委員と行いました。理由ですが、昭和60年からとなっておりますが昭和50年以前からだと思えます。以上です。

会 長 2番をお願いします。12番。

眞壁委員	1 2 番眞壁です。問題ないと思います。
会 長	続いて、3 番を6 番。
三上委員	6 番三上です。確認日は3 月1 0 日、奥津委員、奥津推進委員とおこないました。場所は、1 8 2 号線、J R 市岡駅から東城方面へ5 0 0 m 行ったところ右手にありました。平成2 2 年に埋立てられたようです。始末書を提出していただいております。以上です。
会 長	4 番をお願いします。7 番。
倉脇委員	7 番倉脇です。2 月1 6 日に眞壁委員、溝尾推進委員と現地確認をしました。場所は、新見勝山線の●●バス停の東側にあります。家が建っております。
会 長	続いて、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が4 件出ています。1 番千屋井原地内農地法施行規則第2 9 条農業用施設。2 番西方地内農地法第5 条住宅用地。3 番上市地内農地法第5 条住宅用地。4 番唐松地内農地法第5 条進入路となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。2 番。
小田委員	2 番小田です。3 月1 2 日に確認しました。農業用施設ができておりました。
会 長	続いて、7 番。
倉脇委員	7 番倉脇です。3 月1 2 日に溝尾推進委員と確認しております。完成しておりました。
会 長	続いて、1 2 番。
眞壁委員	1 2 番眞壁です。3 月1 2 日に確認しております。完成しておりました。

会 長	続いて、13番。
伊達委員	13番伊達です。3月11日に確認しました。完成しておりました。
会 長	ありがとうございました。続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が3件出ております。1番上熊谷地内、貸主の要望、2番唐松地内、利用権設定された土地を3条で売買するため、3番神郷高瀬地内、他の利用権設定の相手を変えるため。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告をお願いします。1番を事務局からお願いします。
森本局長	谷岡委員より、確認をしましたと報告を受けております。
会 長	続いて2番をお願いします。推進委員5番。
三輪委員	推進委員5番三輪です。本日3条の3番で議題に上がりました同一地です。売買のため解約です。
会 長	続いて、推進委員8番。
信谷委員	推進委員8番信谷です。先程の18条の6番で説明したとおり、次の耕作者が決まっておりますので問題ありません。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
小林主査	令和4年度農業委員会の農地利用の最適化推進状況、その他一部の実施状況の公表について、令和5年度の計画について説明報告。
会 長	続きまして、その他について事務局から何かありますか。
森本局長	2月末までの募集期間でありました、農業委員会委員および農地利用最適化推進委員の推薦応募結果報告についてですが、農業委員会委員は21名、最適化推進委員は10名の推薦応募がありました。 利用状況調査について、農政省から、A判定をされた農地について随

	<p>時所有者の方に意向調査の聞き取り等をしてほしいということなので活動日誌メモ等に残していただければと思います。次に、視察研修について3月24日に実施予定です。(資料説明)</p>
平田主査	<p>次回の総会ですが、4月18日火曜日、午前9時30分から場所は南庁舎1階会議室Cで開催します。また、5月の総会予定は19日金曜日午前9時30分からとなります。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田代理	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 00 分)</p>

令和5年3月20日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____